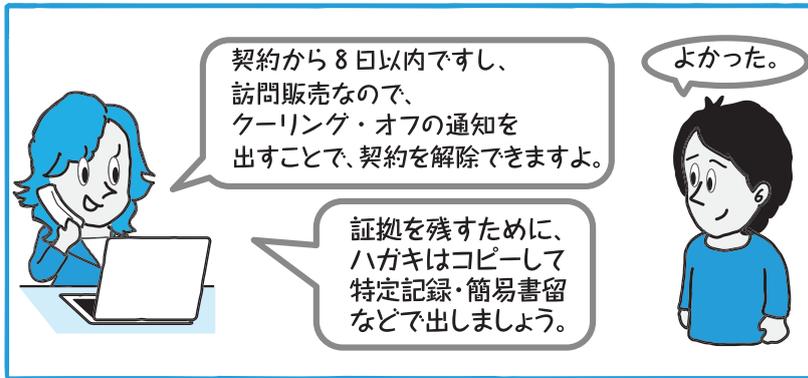


クーリング・オフをするときは

新聞の契約をしたやっくん。契約を解除する方法はあったのでしょうか？
すぐに近くの消費生活センターに相談していたら・・・



〈クーリング・オフ〉

- 契約書を受けとってから、一定の期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。
 - 契約は無かったことになり、代金の支払義務がなくなります。また、支払った代金は返金されます。
 - 商品を使用していても解除することは可能で、引取費用は事業者が負担します。
- ※契約書を渡されていない場合は、クーリング・オフ期間を過ぎてもクーリング・オフができます。

《クーリング・オフ通知例》必ず書面(ハガキ等)で通知しましょう

※2022年6月1日以降の契約からメールなどの通知でもできるようになりました。

郵便はがき

販売店の住所
販売店名
代表者 様

契約解除通知

契約日 2000年0月0日
商品名 △△△△
契約金額 〇〇〇円
販売店名 ××××
上記日付の契約は解除します。
支払済みの〇〇円を私に返し、
商品を引き取ってください。
2000年 〇月〇日
住所 ××市〇〇町
名前 〇〇〇 ××

契約書を受取った日 **5**

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

この日までの消印でハガキを出せば大丈夫

※訪問販売のクーリング・オフ期間は8日間です。

※ハガキは両面をコピーし、特定記録郵便や簡易書留など証拠が残る方法で出しましょう。クレジット払いの場合は、販売店とクレジット会社に書面を送ります。

クーリング・オフのチェックポイント — ①訪問販売の場合

店舗・営業所ではない場所での契約ですか？(キャッチセールスやアポイントメントセールスの場合は店舗でもOK (P.4 参照))

総額3千円以上ですか？(クレジットを除く)

化粧品や健康食品など定められた消耗品であるなら、未使用ですか？
※契約書に「使用するとクーリング・オフができない」と書かれていなければ、使用後もクーリング・オフができます。

原則すべての商品・サービスが対象ですが、自動車や営業目的の契約など適用されないものもあります

書面受領日から8日以内ですか？

クーリング・オフができます	
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供	
訪問購入	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法など)	

Q.お店や通販で買った物はクーリング・オフできないの？

A.クーリング・オフはできません。お店で買った物と通信販売で買ったものはクーリング・オフはできず、お店には返品に応じる義務はありません。ただし、通信販売は返品制度があります。(P.16参照)

お店で買う時も商品の状態をしっかりと確認して、気になることがあれば店員さんに対応してもらおう！



〈契約〉のPoint

1. 契約はお互いの合意により成立します
2. いやになったからと言って一方的にやめることはできません
3. 契約するかしないかはよく考えましょう

